

グループホーム らくえん倶楽部利用料金表

◆施設サービス費【一割負担】

(2024年4月1日 現在)

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険 自己負担額	761円/日 (22,830円/月)	765円/日 (22,950円/月)	801円/日 (24,030円/月)	824円/日 (24,720円/月)	841円/日 (25,230円/月)	859円/日 (25,770円/月)
初期加算	30円/日 (900円/月)	・入居後30日に限り加算されます。				
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6円/日 (180円/月)	・施設に勤務する常勤職員が75%以上場合に加算されます。				
医療連携体制加算 (Ⅰ)	37円/日 (1,110円/月)	・利用者様の日常的な健康管理を行ったり、利用者様の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行った場合に加算されます。				
夜間支援体制加算(Ⅰ)	50円/日 (1,500円/月)	・夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員を1ユニット1名配置することに加えて、夜勤を行う介護従業者又は宿直勤務を行う者を1名以上配置することで加算されます。				
栄養管理体制加算	30円/月	・管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う場合に加算されます。				
口腔衛生管理体制加算	30円/月	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合加算されます。				
口腔・栄養スククリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	・サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6カ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定されます。				
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3円/日 (90円/月)	・グループホームにおいて認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上のケースが入居者総数の半数以上、かつ、認知症介護にかかる専門研修を修了した者が対象者20人につき1人以上配置し多職種が共同で介護を実施することで加算されます。				
入院時費用 ※1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定	246円/日	・入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えてることで加算されます。				
科学的介護推進体制加算	40円/月	・入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（匿名）を厚生労働省へ提出している場合、かつ、情報をサービス提供に活用することで加算されます。				
認知症チームケア加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)150円/月 (Ⅱ)120円/月	・認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐ、あるいは出現時に早期に対応するため、専門の研修を修了した者を配置し、複数人の介護職員から成るチームを組み、予防等に資するチームケアを実施していることで加算されます。				
退所時情報提供加算	250円/回	・退所後、医療機関へ入院する場合、医療機関に対して入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。				
新興感染症施設療養費	240円/日	・厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合、相談・診療・入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、該当するサービスを提供した場合に1月に1回、5日を限度に加算されます。				
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)10円/月 (Ⅱ)5円/月	協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していること。また、一般的な感染症発生時の対応を取り決めるとともに、医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う院内感染に関する研修・訓練に参加していることで加算されます。				
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)または(Ⅱ)	(Ⅰ)100円/月 (Ⅱ)10円/月	介護現場における生産性向上の観点から、介護ロボットやICT等を活用し、業務改善を継続的に行い、かつ、取組による効果を示すデータ提供を行うことで加算されます。				
看取り介護 加算(Ⅰ)	72円/日 逝去日 以前31~45日	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。				
	144円/日 逝去日 以前4~30日	・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。				
	680円/日 逝去日の 前日・前々日					
	1,280円/日 (逝去日)					

協力医療機関連携加算	100円/月	入居者の病状急変の備え、協力医療機関との現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することで加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		令和6年6月より、介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が一本化されます。上記所定単位数に17.8%を乗じて加算されます。

※（ ）内金額は30日計算です。

◆居住費・食費・運営管理費（月額）

項目	基本料金	備考
居住費	45,000円	・途中入退居は日割り計算とします。 ・在籍中の外泊や入院等による不在の場合は減額しません
食費	35,000円	・お食事に関する一切の経費（食材、調味料、嗜好品、出前、外食、非常食等）です。 ・入院・外泊等により3食（朝、昼、夕）全部食べなかつた場合のみ徴収いたしません。
運営管理費 光熱水費 〔消耗品等〕	30,000円	・日常生活用品（日常生活に必要なもので、共同の益に供するものすべて） 例）食器等、電球、トイレットペーパー等 ・新聞、雑誌購読料（ホームで購読する新聞代等） ・教養娯楽費（全体で取り組む「行事」や「クラブ活動」にかかる経費） ・医薬品等常備薬 ・NHK受信料等 ・園芸用品 ・樹木管理費 ・電気、ガス、水道料 ・その他上記に含まれない、共同の益に供するすべての物品

◆貴重品・お預かり金

区分	金額	備考
貴重品のお預かり (種類・数量に関係なく)	50円/日 (1,500円/月)	・利用者様のご希望により、「重要事項説明書 4.（1）－1 ②」に定める範囲での貴重品・現金を左記金額にてお預かりします。
現金のお預かり及び出納 (金額・件数に関係なく)	70円/日 (2,100円/月)	

※（ ）内金額は30日計算です。

◆ご本人様・ご家族様等でご負担頂くもの ※ご不明な点はお問い合わせ下さい。

- ・排泄用品（おむつ等）で個人が用意するもの
- ・日用品で個人が使用する物（衣類、履物、雑貨、化粧品、洗剤、歯ブラシ等）
- ・居室で使用する調度品
- ・医薬品等で個人が使用するもの
- ・レクレーション費（個人を対象にしたレクレーションに必要な経費）交通費、入場料など
- ・レクレーション、受診等に職員が付き添う場合の経費（交通費、入場料など）
例）2名の利用者に1名の職員が付き添った場合の経費は利用者2名で按分負担
- ・帰宅欲求により外出した時の経費（交通費）
- ・個人が購読する新聞、雑誌等購読料（業者と家族との直接契約とします。）
- ・個人が契約する携帯電話の電話料金（業者と家族との直接契約とします。）
- ・理美容料金（理美容院を利用した場合）
- ・個人の郵便・宅配等にかかる経費
- ・行政への手続代行にかかる交通費、郵送費等
- ・個人記録の複写にかかる経費
- ・その他個人に必要な機器具（介護器具など）
- ・その他、上記に含まれない個人のために供する物品等
- ・理容、美容代 2,000円他 （お預かり金よりお支払い頂けます。）
- ・病院受診等の送迎にかかる交通費 1回 3,000円